

推薦依頼のあった事案等について(平成18年7月)

1 推薦依頼案件 平成18年第5号

(事案の概要)

肺炎の疑いがあるということで入院した患者が、入院の4日後に誤嚥性肺炎から急性呼吸窮迫症候群(ARDS)を発症して死亡したため、担当医師が患者に対して診察をしなかった過失があるか、看護師が医師の指示のない投薬をした過失があるか、座薬の乱用をした過失があるか、誤嚥性肺炎の発症を疑わなかった過失があるか等が争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本呼吸器学会

2 推薦依頼案件 平成18年第6号

(事案の概要)

帝王切開手術が行われたものの、胎児が死産児状態で娩出されたことについて、胎児の状態に照らせば急速遂娩すべきであったのか否か及び分娩監視装置による監視を継続すべきであったのか否か並びに胎児の救命可能性の有無が争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本産科婦人科学会

3 推薦依頼案件 平成18年第7号

(事案の概要)

患者が遷延性意識障害になったのは、右鼻内篩骨蝶形骨洞手術(以下「本件手術」という。)における執刀医の手技ミスを原因とするものか、また、本件手術と出血性脳梗塞との間に因果関係があるかが争われている事案

(推薦依頼の対象とする学会)

日本耳鼻咽喉科学会